

30 障 福 第 1 号  
平成30年4月4日

就労継続支援 A・B 型事業所  
生活介護事業所 管理者 様  
地域活動支援センター

長崎県障害福祉課長  
(公印省略)

「工賃向上計画」の策定について(依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このことについて、これまで県では、障害のある方が地域で自立した生活を送ること等を目的として平成24年度に「長崎県工賃向上計画」を策定し、平成27年度には「第2期長崎県工賃向上計画」を策定するなど様々な支援を行って参りました。しかしながら当計画が、昨年度で終期を迎えたことに伴い、国の「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」の一部改正(別紙)に基づき、新たな「第3期長崎県工賃向上計画」を策定することとしております。

本指針では、県はもちろんのこと、下記対象事業所においても「工賃向上計画」の策定が義務付けられております。

ついては、障害福祉課ホームページに工賃向上計画標準様式及び記載例(別紙参照)を示しておりますので、各自ダウンロードのうえ、「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」等を熟読いただき、工賃向上計画の策定を行ってください。

記

- 1.標準様式及び記載例 長崎県障害福祉課のホームページ内に掲載(アドレスは下記のとおりです。)  
<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/kouchin/kouzyoukeikaku/>
- 2.対象事業所 全ての就労継続支援 B 型事業所  
就労継続支援 A 型事業所、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。)  
地域活動支援センターの作成は任意ですが、作成していない場合、工賃向上計画支援事業の対象とならない場合があります。
- 3.提出期限 平成30年5月15日(火)

4 . 提出方法

下記担当あて電子メールにて提出してください。

電子メール環境がない等電子メールでの提出ができない場合は別途ご相談ください。

5 . 留意事項

- ・計画策定に当たっては、当課が示した標準様式を原則としますが他の様式とする場合は、事前にご相談ください。
- ・長崎市及び佐世保市所在の事業所等でも、報告は県に行ってください。

担当 池田

長崎県障害福祉課 就労支援班（内線：2455）

電話：095-895-2455

メール：[shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp)